

『令和7年度「群馬県のスーパーフード」(仮)に係る調査及びプロモーション検討業務』受託者選定公募要領

1 趣旨

『令和7年度「群馬県のスーパーフード」(仮)に係る調査及びプロモーション検討業務』の委託先予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務内容

(1) 業務名

令和7年度「群馬県のスーパーフード」(仮)に係る調査及びプロモーション検討業務

(2) 発注者

群馬県知事 山本一太 (担当課:農政部ぐんまブランド推進課)

(3) 業務内容

別添『令和7年度「群馬県のスーパーフード」(仮)に係る調査及びプロモーション検討業務』委託仕様書のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

(3) 委託上限額

15,000千円(消費税及び地方消費税相当額10%を含む)とする。

(4) 委託費の支払い条件

委託業務の検査合格後に提出される委託料請求書に基づき、支払う。
ただし、必要に応じて部分払を認めることとする。

(5) 契約保証金の免除

群馬県財務規則第199条第1項第6号により、契約保証金は免除する。

(6) 契約締結に必要な経費

契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

(7) 成果品の権利

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。

4 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 事業執行にあたり、委託者の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

5 スケジュール

- (1) 公募期間
令和7年4月25日（金）から令和7年5月16日（金）12時まで
- (2) 質問受付期限
令和7年5月12日（月）12時まで（必着）
- (3) 企画提案書提出期限
令和7年5月16日（金）12時まで（必着）
- (4) 書面審査
令和7年5月中下旬
- (5) 受託予定者の決定及び通知
令和7年5月中下旬
- (6) 契約締結
令和7年5月中下旬

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答等

本プロポーザルの参加や企画提案書の作成に係る質問を下記のとおり受け付ける。なお、審査に係る質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
公募開始日から令和7年5月12日（月）12時まで(必着)
- (2) 質問方法
ア 様式
「様式1 質問票」
イ 提出方法
件名を「【事業者名】令和7年度「群馬県のスーパーフード」（仮）に係る調査及びプロモーション検討業務プロポーザルに関する質問」とし、10に記す担当所属に電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に必ず電話（027-226-3129）にて着信を確認すること
- (3) 提出先
群馬県農政部ぐんまブランド推進課 販売戦略係
メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp
(エー、アイ、シー、アットマーク、ピ、ー、アル、イー、エフ、ドット、ジ、ー、ユー、エヌ、エム、エー、ドット、エル、ジ、ー、ドット、ジ、エイ、ピ、ー)
- (4) 回答
質問受付日の翌日から起算して3営業日（土・日曜日、祝日を除く）を目処に、電子メールにより回答する。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがある。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限までに提出すること。

- (1) 提出書類

- ア 応募資格に関する申告書（様式 2）
- イ 消費税に係る課税事業者又は免税事業者届出書（様式 3）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式 4）（※注）
- エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（※注）
- オ 直近の決算に係る財務諸表（※注）

（※注）ウ、エ、オについては、「群馬県物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要とする。

- カ 会社概要等事業者の概要がわかるもの（パンフレット等）（任意様式）
- キ 個人情報管理体制届出書（様式 5）
- ク 企画提案書表紙（様式 6）
- ケ 企画提案書（様式任意）

企画提案書には次の内容を必ず記載すること。

- a 業務実施体制（会社所在地、会社概要、過去の実績も記載すること）
- b 提案内容（別添仕様書の業務内容を反映すること）
- c 業務スケジュール
- d 費用積算（見積書）

・見積書の宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、数量（単位）、消費税及び地方消費税額を明記すること。

- e その他、必要な資料

（2）提出方法

ア 提出部数

- a 企画提案書（表紙及び本体） 7部（正本1部及び副本6部）
- b 会社概要等事業者の概要がわかるもの（パンフレット等） 7部（正本1部及び副本6部）
- c それ以外 1部

イ 提出方法

上記、a及びbの正本1部は電子メール（PDFファイル）にて提出すること。

上記a、bの副本6部及びcの1部については、郵送又は持参にて提出すること。

※持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時までに来課すること。

※電子メール送信後に必ず電話(027-226-3129)にて着信を確認すること。

ウ 提出期限

令和7年5月16日（金）12時まで（必着）

エ 提出先

群馬県農政部ぐんまブランド推進課販売戦略係

住所：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（群馬県庁19階）

メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp

(エー、アイ、シー、アットマーク、ピ、ー、アル、イー、エフ、ト、ット、ジ、ー、ユー、エヌ、エム、エー、ト、ット、エル、ジ、ー、ト、ット、ジ、エイ、ピ、ー)

（3）提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(4) その他

- ア 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式7）を提出すること。
また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。
- イ 提出された企画提案書について、県から内容についての質問及び訂正を求めることがある。
- ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
- エ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- オ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

8 審査

(1) 審査方法

書面審査

(2) 審査基準

- ア 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- イ 企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法）
- ウ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- エ 積算に関すること（見積金額の妥当性）
- オ 総合評価（全体的な整合性）

(3) 契約交渉の相手方の選定方法

審査基準に基づき、審査を行い、最も高い点数の者を受託候補者として決定する。

(4) 審査結果

令和7年5月中下旬を目処に、応募事業者全てに通知する。なお、電話での問合せには応じない。受託候補者については、県ホームページにて公表する。

9 契約締結等の手続

(1) 契約の締結

県は、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる事業者を優先交渉者として扱い、契約相手方の候補者とする。

本プロポーザルによる提案内容及び企画提案仕様書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行う。なお、契約締結に必要な経費は受託候補者の負担とする。

(2) その他

受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届けを提出すること。

10 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合は契約を解除することがある。
- (3) 契約相手方が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、県は契約相手方の損害を補償しない。
- (4) 本要領に定めのない事項が生じた場合又は本要領の事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 担当所属・連絡先

群馬県農政部ぐんまブランド推進課販売戦略係

住所：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（群馬県庁19階）

電話：027-226-3129 F A X：027-223-3648

メールアドレス：aic@pref.gunma.lg.jp

(エー、アイ、シー、アットマーク、ピエー、アル、イー、エフ、ドット、ジエー、ユー、エヌ、エム、エー、ドット、エル、ジエー、ドット、ジエイ、ピエー)